

埼玉県の品質確保に向けた取り組み

埼玉県県土整備部
建設管理課長 浅井 義明

目 次

1. 日本における入札契約制度改革の沿革
2. 公共調達改革
3. 一般競争入札の適用範囲
4. 現場代理人等の常駐規定の緩和
5. 最低制限価格と調査基準価格
6. 最低制限価格、調査基準価格の算出式
7. 低入札価格調査
8. 低入札で追加となる契約条件
9. 追跡調査

埼玉県の品質確保に向けた取り組み



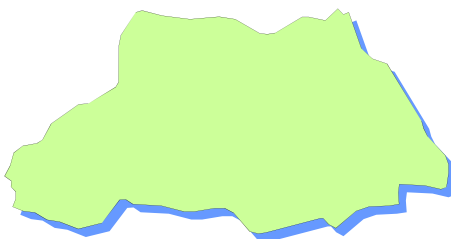
埼玉県 県土整備部 建設管理課



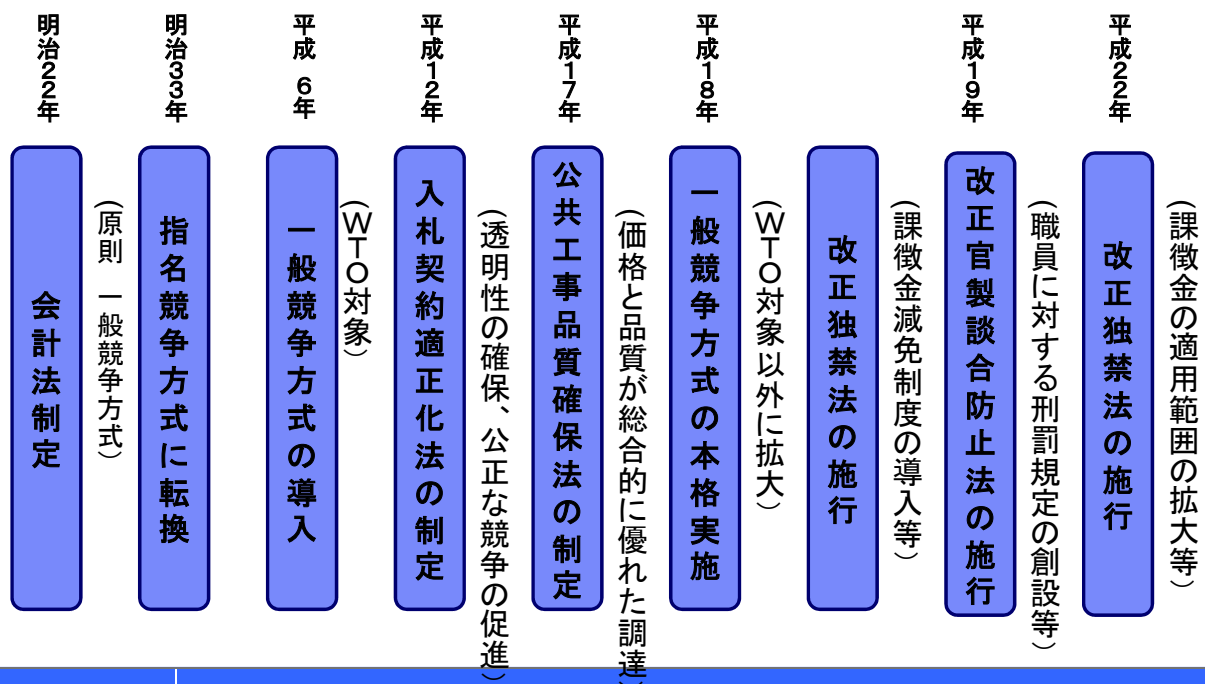
平成24年10月4日

埼玉県の入札・契約制度

- 1 日本における入札契約制度改革の沿革
- 2 公共調達改革
- 3 一般競争入札の適用範囲
- 4 現場代理人等の常駐規定の緩和
- 5 最低制限価格と調査基準価格
- 6 最低制限価格、調査基準価格の算出式
- 7 低入札価格調査
- 8 低入札で追加となる契約条件
- 9 追跡調査



1 日本における入札契約制度改革の沿革

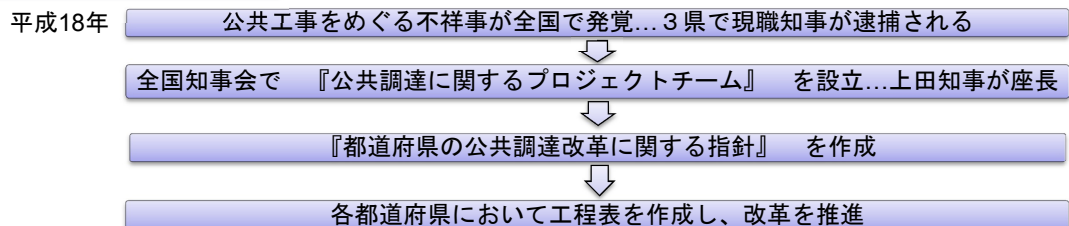


Page 3



2 公共調達改革

公共調達改革の経緯



埼玉県の公共調達改革

埼玉県公共調達改革推進工程表 (平成18年度～21年度)

- ・ 電子入札の全面導入
- ・ 1千万円以上の入札に一般競争入札を原則適用
- ・ 総合評価方式の拡充 など

埼玉県公共調達改革推進工程表 (平成23年度～25年度)

- ・ 公正、公平な競争環境の継続維持(見積提案型競争入札の実施など)
- ・ 地域を支える地元建設業への支援(技術修得型JVの活用など)
- ・ 更新、維持管理の時代に適合した調達方法の導入(入札参加意思確認型契約方式の導入など)

Page 4



3 一般競争入札の適用範囲（1千万円以上）

1千万円以上の工事は原則全て一般競争入札

- ・ 埼玉県公共調達改革推進工程表(平成19年2月)

1千万円以上の工事で一般競争入札の適用を除外できる場合

- ・ 「一般競争入札の適用除外について」(H21. 5. 14入企第29号)

緊急を要する工事

- ・ 災害時における応急的な復旧工事
- ・ 災害の未然防止のための緊急工事
- ・ その他、県民の生命財産を守るために真に緊急に発注する必要がある工事

一般競争入札に付することが適さないと認められる工事

- ・ 一般競争入札を複数回実施しても落札者が決定しない工事
- ・ 再度公告入札を実施する時間が確保できない工事(学校施設等、夏休み期間に施工しなければならない工事の入札が不調・不落となった場合等)
- ・ その他



3 一般競争入札の適用範囲（1千万円未満）

1千万円未満の工事における一般競争入札の実施（H23. 9. 1～）

- ・ 500万円以上1千万円未満については、一般競争入札を実施(H23年度は件数で4割を目標)
- ・ 500万円未満については、必要に応じて一般競争入札を実施できるものとする。

500万円以上 1千万円未満の工事で一般競争入札の適用を除外できる場合

緊急を要する工事

工事の地域性を考慮すべき工事

- ・ 特に機動力のある地元企業による施工が求められる工事
- ・ 特に土地勘のある地元企業による施工が求められる工事
- ・ 特に近隣住民対応等が必要となる工事

一般競争入札に付することが適さないと認められる工事

- ・ 一般競争入札を複数回実施しても落札者が決定しない工事
- ・ 再度公告入札を実施する時間が確保できない工事
- ・ 特殊な業態のため、一般競争入札に対応できる業者が極めて少ない工事

1千万円未満の工事については地域要件の設定で緩和規定があり



4 現場代理人等の常駐規定の緩和

入札参加者の拡大を
目的とした制度

1 常駐を 要しない期 間

実質的に現場が稼働していない次の期間

- ・ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事が開始されるまでの間）
- ・ 工事完成後、検査が終了し事務手続き、後片付け等のみが残っている期間
- ・ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ・ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ・ 年間数回草刈りを実施することが指定されている業務であって、草刈り業務を行わない期間

2 兼務を 認める工事 等

工事等の場所(①又は②)

- ・ ① 同一県土整備事務所管内 ② 隣接する市町村内(異なる県土整備事務所管内でも可)

工事等の要件(ア～ウのいずれか)

- ・ ア 県が発注した当初請負契約額2,500万円未満の工事
- ・ イ 県が発注した単価契約に係る工事等
- ・ ウ その他、県が発注した委託で発注者が常駐規定を緩和しても良いと判断したもの

上記の条件を満たす2つの工事等にあつては、1人の者が双方の現場代理人等を兼務することができる

- ・ ただし、発注者が安全管理上、常駐規定を緩和できないと判断した場合又は、当該工事等が低入札価格調査の対象となった場合はこの限りでない

兼務の可否については、入札公告又は指名通知書にその旨を明示する



5 最低制限価格と調査基準価格

対象

- ・ 原則、全ての工事（WTO、総合評価除く）

【土木施設維持管理】

- ・ 道路、河川、砂防、上水道、公園等の機能や構造の維持、

保全を図る

全ての業務委託

- ・ 単価契約（材料調達に係る単価契約などを除く）

【業務委託】

- ・ 建設工事に係る設計、調査、測量業務委託（WTO除く）

予 定 価 格

- A 社
- B 社
- C 社
- D 社

落 札

最低制限価格

✕ E 社

失 格

✕ F 社

失 格

対象

調査基準価格

【工 事】

- ・ WTO、総合評価方式

【業務委託】

- ・ 建設工事に係る設計、調査、測量業務委託（WTO）

- A 社
- B 社
- C 社
- D 社

▲ E 社

調査を実施し、
適正な履行が可能
であれば落札

失格基準価格

※業務委託は除く

✕ F 社

失 格

※ 随意契約には適用しない



6 最低制限価格、調査基準価格の算出式

工事、土木施設維持管理

【設定範囲】	【算定式】	※算定式によるもののほか決裁権者が定める場合 予定価格の70%～90%の範囲
予定価格の 75%～90%	下記の①～④合計額 × 1.05 ① 直接工事費 × 95% ② 共通仮設費 × 90% ③ 現場管理費 × 80% ④ 一般管理費等 × 30%	

工事に係る設計等業務委託

【設定範囲】

予定価格の2／3～90％

下記の①から④の合計額 × 1.05

【算定式】

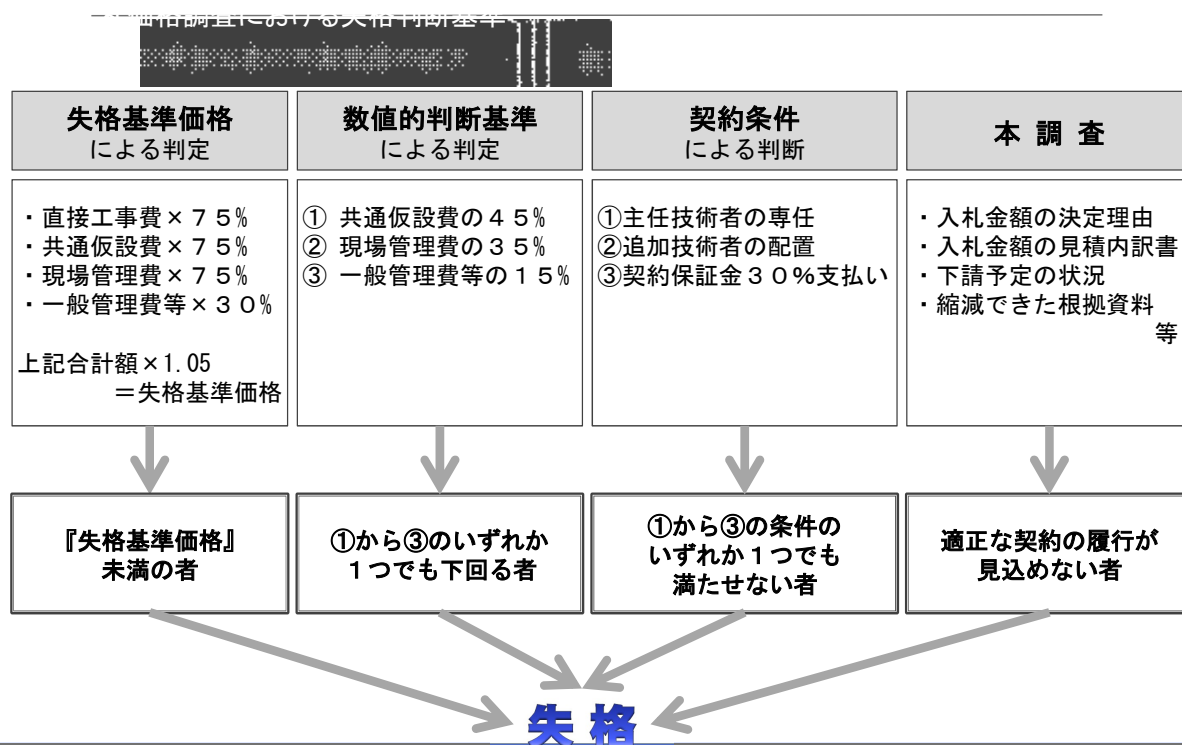
※算出式によるもののほか決裁権者が定める場合
予定価格の2／3 ～90％の範囲

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費 × 40%	－
建築コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費 × 60%	諸経費 × 60%
建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他の原価 × 90%	一般管理費等 × 30%
	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費 × 60%	諸経費 × 60%
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費 × 90%	解析等調査業務費 × 75%	諸経費 × 40%
補償コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他の原価 × 90%	一般管理費等 × 30%
	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費 × 60%	諸経費 × 60%

※ 「土木関係の建設コンサルタント業務」及び「補償関係コンサルタント業務」においては、使用する積算基準書等の体系により上段、下段を使い分ける。



7 低入札価格調査





8 低入札で追加となる契約条件

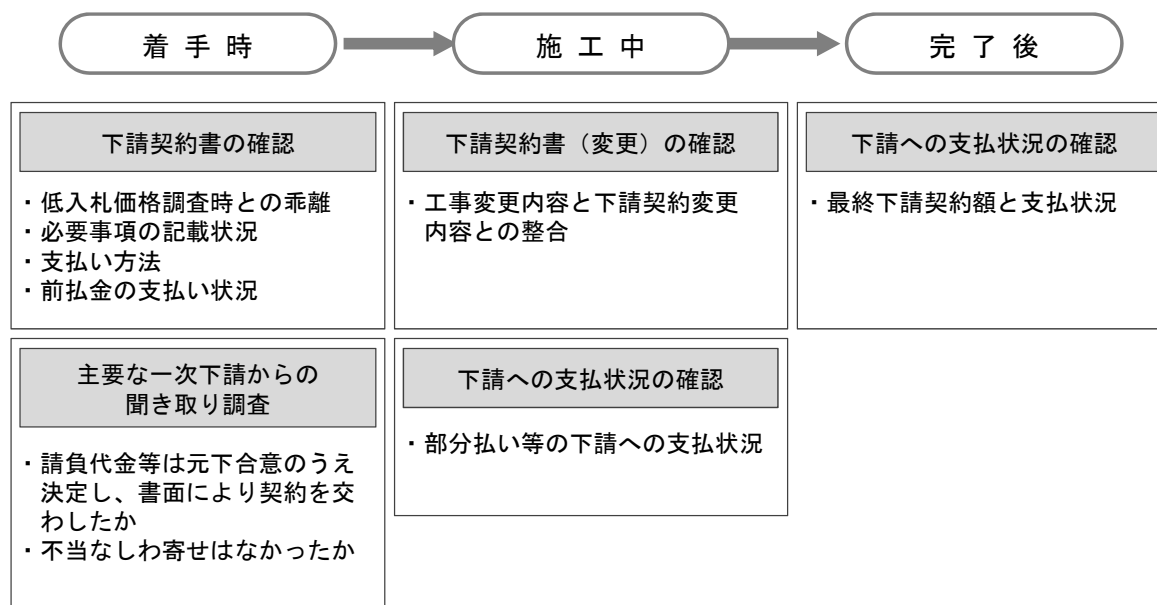
低入札価格調査を経て契約する工事の契約条件

主任技術者の専任	追加技術者の配置	契約保証金の増額	瑕疵担保期間の延長
<専任となる工事> 【通常の工事】 請負金額2,500万円以上の工事 ↓ 【低入札の工事】 金額に関係なく全ての工事	<配置する技術者> 【通常の工事】 ・現場代理人 ・主任（監理）技術者 + 【低入札の工事で追加】 ・追加技術者 （主任（監理）技術者と同等の資格を有し、これを補助する技術者）	<契約保証金の額> 【通常の工事】 請負金額の10% ↓ 【低入札の工事】 請負金額の30%	<瑕疵担保期間> 【通常の工事】 1年 （Co造建築等は2年） ↓ 【低入札の工事】 2年 （Co造建築等は4年）



9 追跡調査

低入札価格調査を経て契約する工事の追跡調査（下請へのしわ寄せの防止対策）

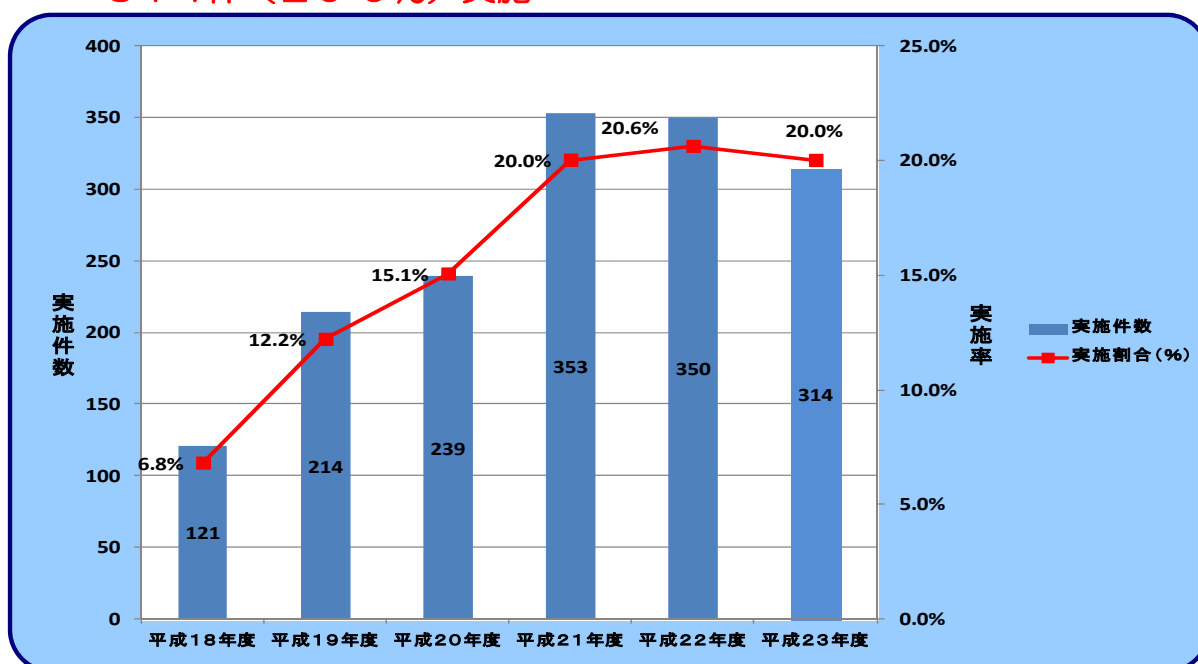


平成23年度埼玉県総合評価方式について



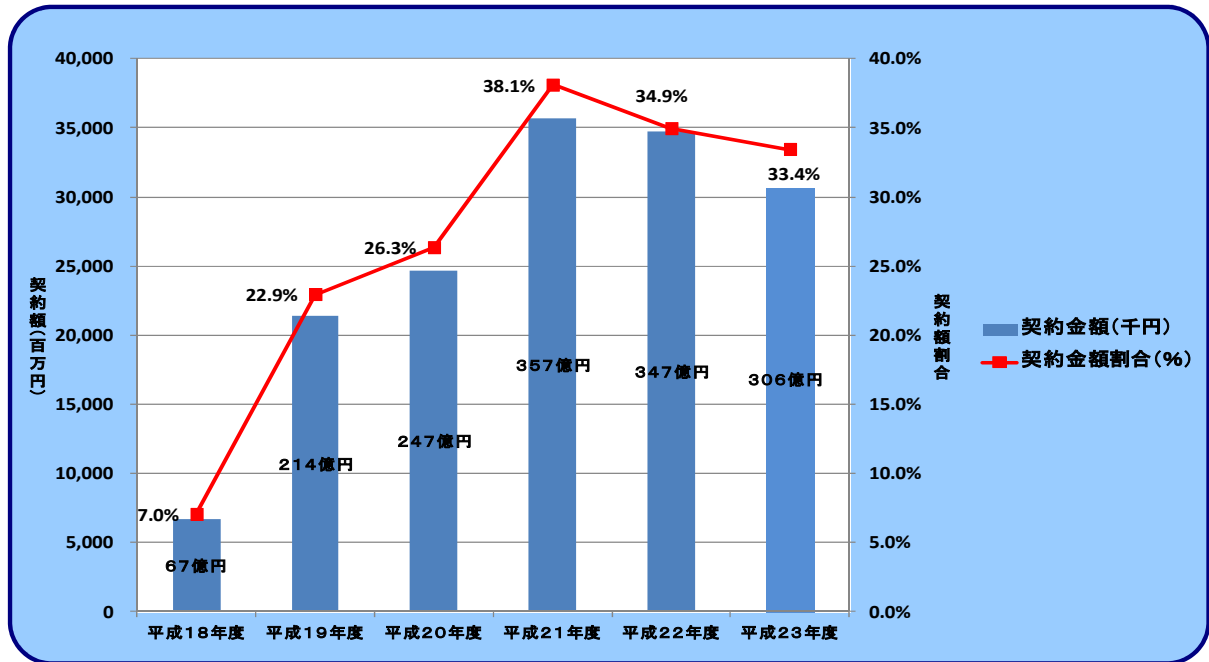
実施状況（件数）

314件（20.0%）実施



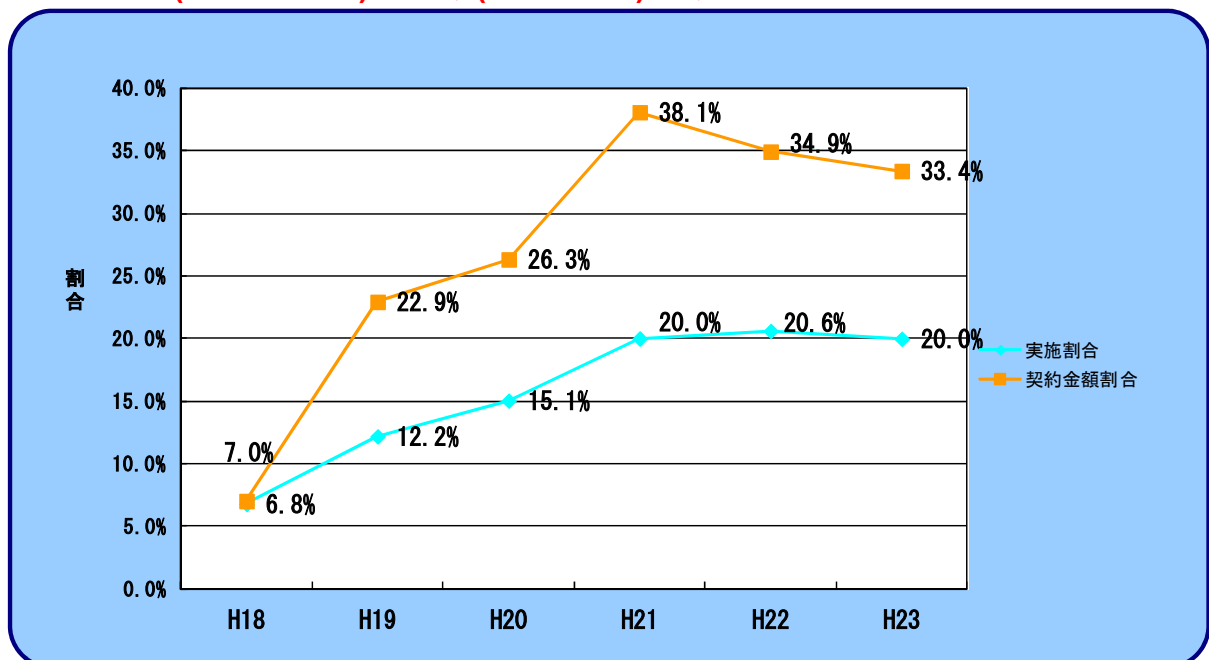
実施状況（契約額）

306億（33.4%）実施



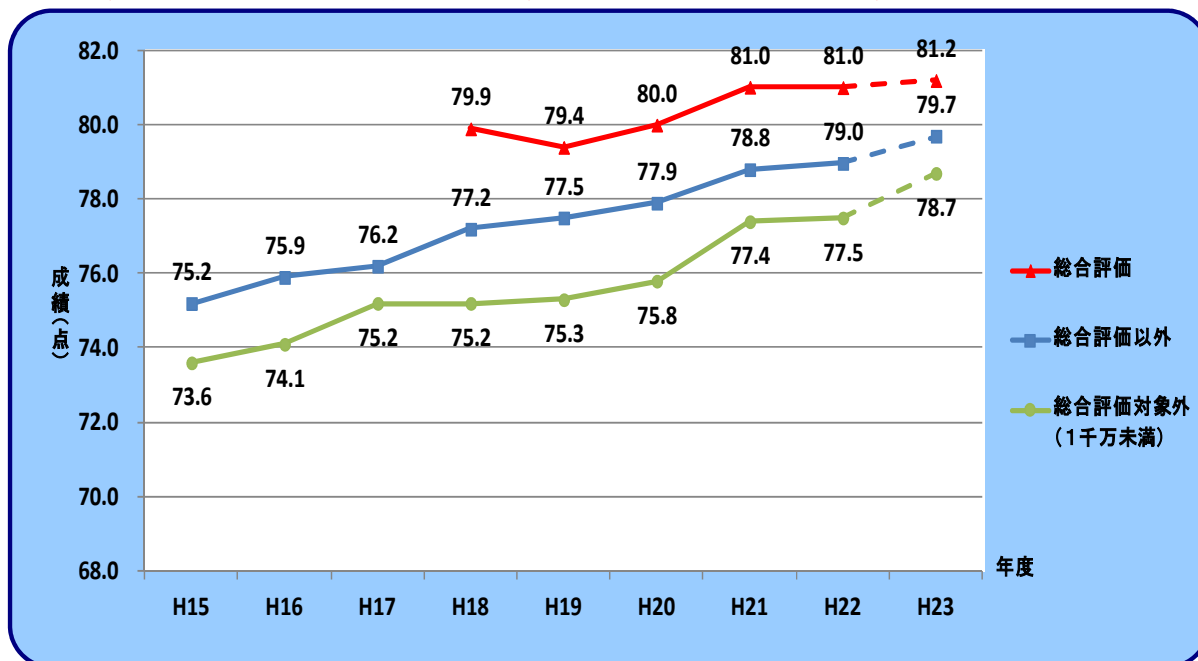
実施状況（件数—金額）

件数(20.0%)<金額(33.4%)金額の大きい案件に適用傾向



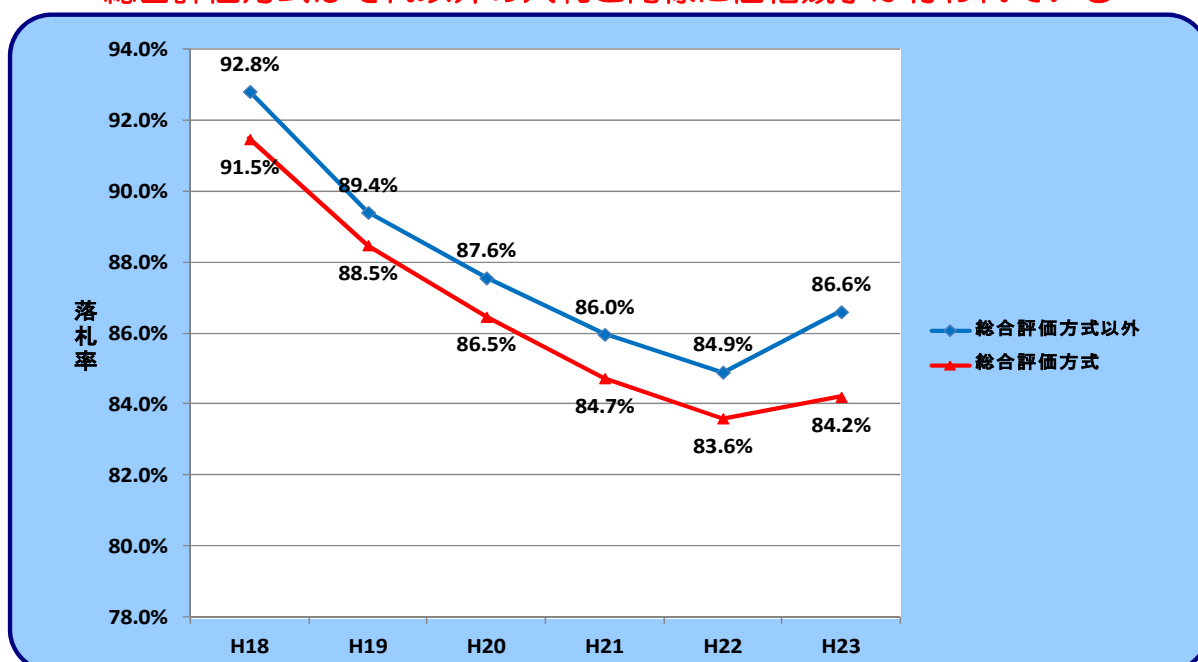
工事成績評定の推移

総合評価の成績は横ばい 総合評価以外の成績は伸びている

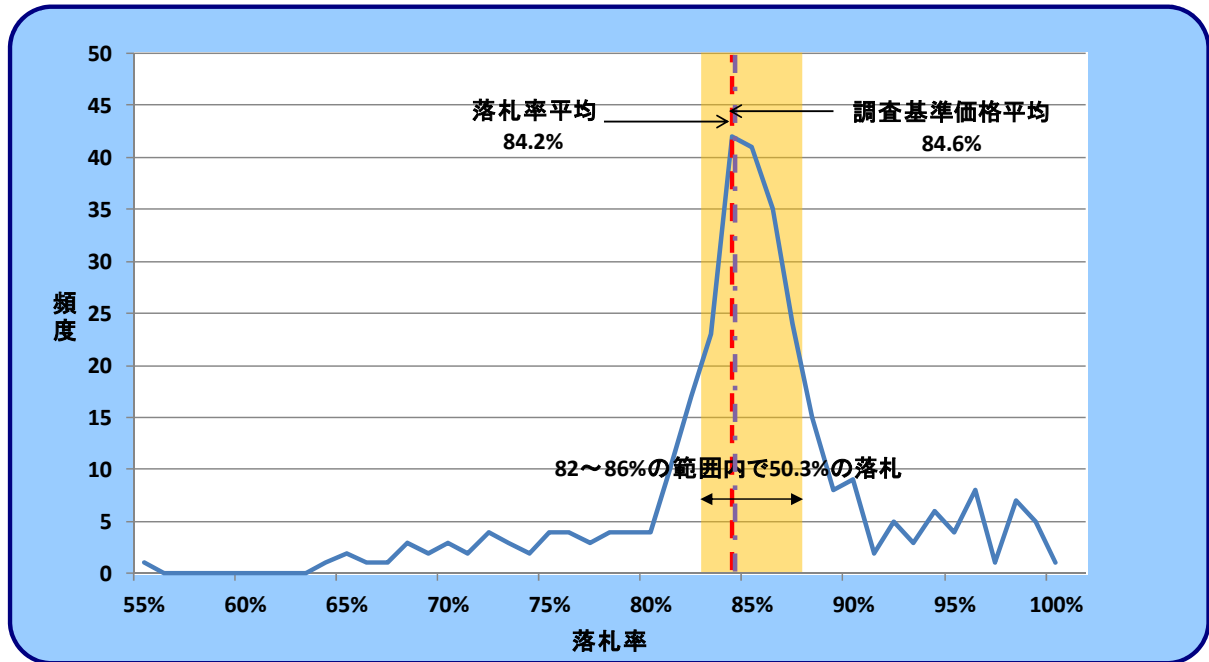


入札形式別の落札率

総合評価方式はそれ以外の入札と同様に価格競争が行われている

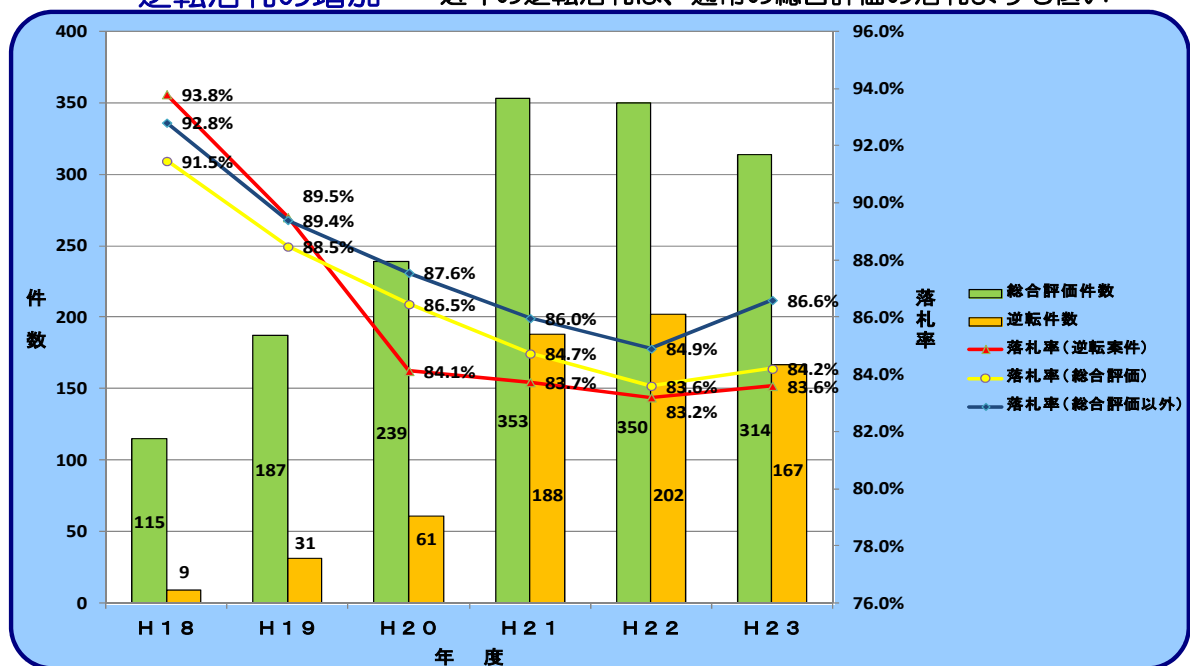


落札率分布状況（平成23年度）



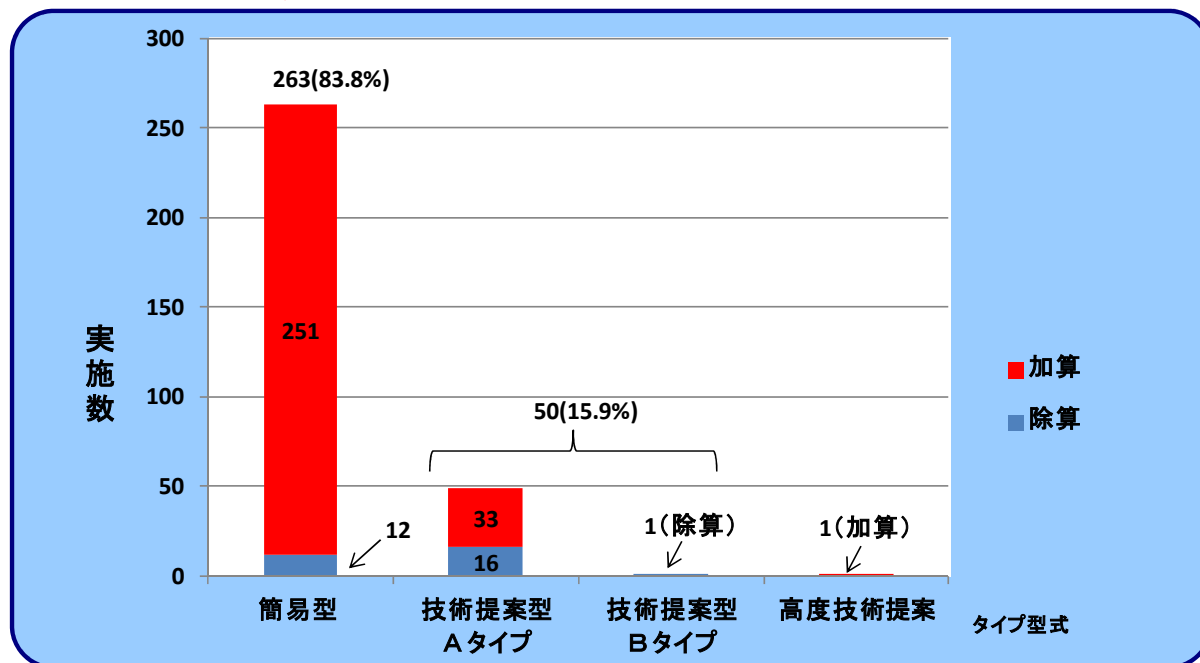
逆転落札の状況

～逆転落札の増加～ 近年の逆転落札は、通常の総合評価の落札よりも低い



タイプ別実施状況

簡易型：技術提案型＝8：2 除算：加算＝1：9



Page 21

総合評価方式のタイプ

～2形式3タイプ～



簡易型（課題等を設定せずに主に実績を評価するタイプ）

簡易型 = 必須評価項目 + 選択評価項目

技術提案型（課題等を設定し評価するタイプ）

技術提案型 A = 必須評価項目 + ・施工管理の適切性or
・発注者が指定する課題 + 選択評価項目

技術提案型 B = 必須評価項目 + ・技術提案(数値提案)
・実現するための方法 + 選択評価項目

（参考）平成23年度タイプ別実施状況

タイプ		簡易型	技術提案型		高度技術提案型
			Aタイプ	Bタイプ	
件数	314	263	49	1	1
率	—	83.8%	15.6%	0.3%	0.3%

Page 22

必須評価項目（タイプに示す必須の評価項目）

	評価項目	配点	簡易型	技術提案型		備考	
				Aタイプ	Bタイプ		
必須評価項目	企業の技術能力	工事成績評定	2	◎ or	◎ or	◎ or	タイプ共通
		施工実績	1	◎	◎	◎	
	企業の社会的貢献度	災害防止活動等の実績	2	◎	◎	◎	
		CO2削減対策	1	◎	◎	◎	
	配置予定技術者の技術能力	工事成績評定	2	◎ or	◎ or	◎ or	A必須
		施工経験	1	◎	◎	◎	
	施工管理の適切性	品質管理の適切性	5	◎	◎ 一つ以上	◎	
	免注者が指定した課題への対応	安全管理の適切性	5	◎	◎	◎	
	技術提案	技術提案	6	◎	◎	◎	B必須
	技術提案実現の方法	技術提案実現の方法	4	◎	◎	◎	

◎：必須評価 ○：選択評価

選択評価項目（工事内容等を勘案し適宜選択）

	評価項目	配点	簡易型	技術提案型		備考
				Aタイプ	Bタイプ	
選択評価項目	企業の技術能力	VEの提案	1	○	○	○
		新製品・新技術紹介制度等の登録	1	○	○	○
		優秀工事表彰	1.5	○	○	○
		ISO取得状況	1.5	○	○	○
	配置予定技術者の技術能力	技術者の専門技術力（ヒアリング）	1	○	○	○
		当該工事の理解度・取組姿勢（ヒアリング）	1	○	○	○
		技術者の対応能力（ヒアリング）	1	○	○	○
		保有する資格	1	○	○	○
		優秀技術者表彰	1	○	○	○
	企業の地域貢献度	地理的条件	1	○	○	○
※変更のみ抜粋	企業の社会的貢献度	企業の社会貢献（ボランティア活動、インターンシップ）	1	○	○	○
		県の重要施策等研修への参加	1	○	○	○
		障害契約実績	1	○	○	○
		障害者雇用	1	○	○	○
	その他	県内下請の選定	1	○	○	○
		県産資材の選定	1	○	○	○
		契約実績比率	1	○	○	○
		施工完了実績	1	○	○	○
	企業倫理や環境性等	入札参加（指名）停止措置（入札参加（指名）除外措置）	-1	○	○	○
		不正経路の使用による法令違反	-1	○	○	○
		ディーゼル不適合車の使用による法令違反	-1	○	○	○
		通関税による法令違反	-1	○	○	○
		総合評価の不履行	-1	○	○	○
		入札契約に關す不当な強要行為	-1	○	○	○
		死亡事故	-1	○	○	○

○：選択評価

その他の取組①【運用】



アンケート結果から「技術提案型の拡大①」
(実績のない会社も受注可能に)

「工事成績評定」や「施工実績」など企業や配置予定技術者の持つ基礎点を評価せず、企業の技術力を評価する技術提案を実施

「技術提案のみ工事」の拡大
(技術提案課題の設定は3項目以上とする)

選択評価項目 (技術提案のみ工事)

評価項目一覧

	評価項目	配点	技術提案のみ 工事	技術提案 A
必須 評価 項目	ア 企業の技術能力			
	(ア) 工事成績評定	2.0点		○
	イ 企業の社会的貢献度			
	(イ) 災害防止活動等の実績	2.0点		○
	(イ) CO2削減対策	1.0点		○
	ウ 配置予定技術者の技術能力			
	(ウ) 工事成績評定	2.0点		○
	エ 施工管理の適切性・発注者が指定した課題への対応			
選択 評価 項目	(ア) 工程管理の適切性	5.0点	○	
	(イ) 安全管理の適切性	5.0点	○	○
	(エ) 発注者指定課題への対応	5.0点	○	
	キ 配置予定技術者の技術能力			
	(キ) 優秀技術者表彰	1.0点		○
	ク 企業の地域精通度			
	(ク) 地理的条件	1.0点		○
	ケ 企業の社会的貢献度			
	(ア) 企業の社会貢献企業の社会貢献 (ボランティア活動、 インターシップ、県が推進する施策に係る研修への参加)	1.0点		○
	(イ) 除雪契約実績	1.0点		○
	(イ) 障害者雇用	1.0点		○
	コ その他			
	(ア) 県内下請の選定	1.0点		○
	(イ) 県産資材の選定	1.0点		○
	(エ) 難工事完了実績	1.0点		○
合 計			15.0点	20.0点

その他の取組②【運用】



「技術提案型の拡大②」

技術提案の内容をヒアリングすることにより配置予定技術者の技術力を的確に評価



配置予定技術者ヒアリングの実施
平成23年度数件を目途に実施
(大規模かつ技術力を要する工事を対象)

価格の見なし評価

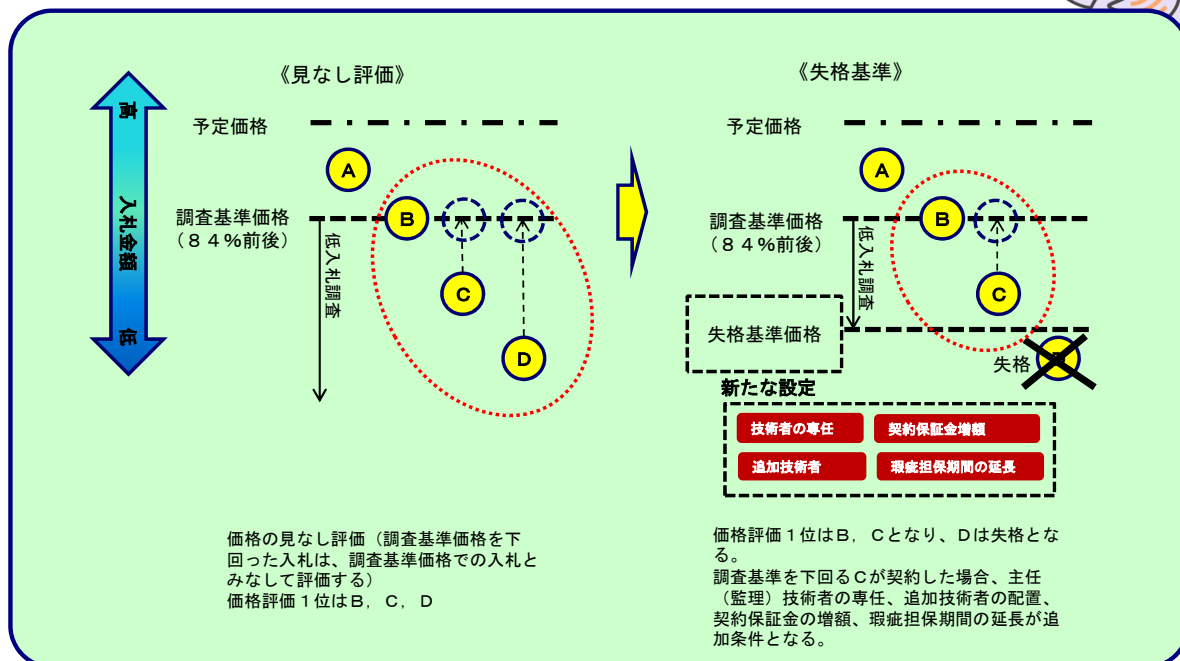


評価値または総合評価点の算出をする際の埼玉県独自ルール
(価格のみなし評価)

評価値または総合評価点の算出にあたり、入札価格が調査基準価格(税込)の100/105を下回った場合には、調査基準価格の100/105を入札価格として見なす。

なお、契約は入札価格とする。

失格基準価格と見なし評価

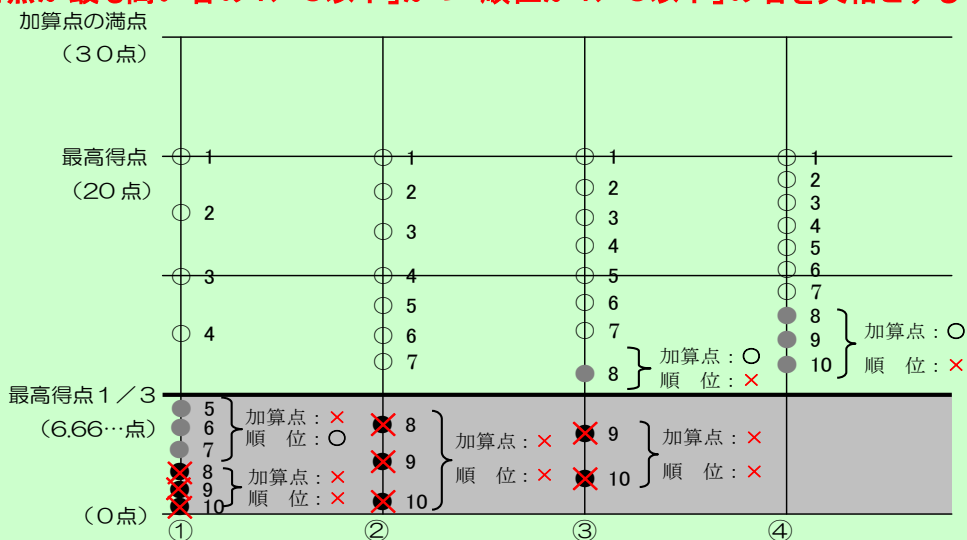


技術の失格 (1 / 3ルール)

規定の継続



「技術点が最も高い者の1 / 3以下」かつ「順位が1 / 3以下」の者を失格とする



・技術力が無く価格のみで落札しようとする者を排除するルール。

ペナルティの設定



(1) 評価内容の担保

提出された技術資料の内容を満たすことができなかった場合は、再度施工又は補修する。再度施工又は補修が困難あるいは合理的ではない場合は、違約金として不履行となった評価項目の配点に応じた金額(配点1点を請負代金額の1%に相当させた金額。ただし5%を上限とする。)を支払うことを受注者に求める。併せて、工事成績評定の減点(－5点、2項目以上は－10点)を行う。

また、入札参加停止措置を行うことがある。

(2) 虚偽記載に対する措置

契約締結前に技術資料に虚偽記載が判明した場合は、その技術資料を提出した者は失格とする。

契約締結後に技術資料に虚偽記載が判明した場合は、違約金として請負代金の5%を支払うことを受注者に求める。併せて、工事成績評定の減点(－5点、2項目以上は－10点)を行う。

また、入札参加停止措置を行うことがある。

情報公開



① 入札情報公開システムで技術評価点(G)、評価値または総合評価点(H)を公表

② 落札決定通知日の翌日から7日以内に申請があった場合に自社の評価項目毎の評価点と落札者との比較(優劣)について情報提供

様式 10

総合評価方式における評価項目と評価状況

発注者
請求者

〇〇事務所
□□建設

工事名：〇〇工事

工事箇所：〇〇地内

評価項目		配点	請求者の評価点	評価(※)		
				優れている	同点	劣っている
ア 企業の技術能力	(ア) 工事成績評定	2				
	(イ) 施工実績	1				
イ 企業の社会的貢献度	(ア) 災害防止活動等の実績	2				
	(イ) CO2削減対策	1				
ウ 配置予定技術者の技術能力	(ア) 工事成績評定	2				
	(イ) 施工経験	1				

必須

様式10(受領者のサインの入ったもの)を綴じておくとともに、各小委員会事務局に報告する。
情報提供マニュアルの作成予定